

**医療・介護総合法案の十分な審議と国民的議論を保障するために  
今国会で成立を強行しないことを求める要請署名にご協力下さい**

内閣総理大臣 殿  
厚生労働大臣 殿  
衆参議長 殿  
衆参厚生労働委員会委員長 殿  
国会議員 殿

**医療・介護総合法案の十分な審議と国民的議論を保障するために  
今国会で成立を強行しないことを求める要請書**

政府は今国会に「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案（以下、医療・介護総合法案）」を提出しました。

同法案は、都道府県に病床削減計画を策定させこれに従わない医療機関にはペナルティーを課す、医療事故調査制度を設置するなどの「医療関連法案」と、介護保険の利用料引き上げ、特養ホームの入所者の要介護度3以上への限定、訪問・通所介護の市町村事業への移行などを含む「介護保険関連法案」を一括して提案しています。

また、同法案は、特定の医療行為を担う看護師の研修制度や医療事故調査制度の創設など十分に検討されていない内容まで盛り込まれています。

医療・介護の大幅な削減をはじめ、それぞれの専門分野ごとに徹底審議すべき重大な内容を拙速に一括化した同法案は本国会の短期間の中で、採決すべきものではありません。

以上のことから、私たち医師・歯科医師（医療・介護従事者）は、以下の事項を強く要請いたします。

記

- 一、「医療・介護総合法案」について、改定項目ごとに十分な国会審議を行うと共に、今通常国会での成立を強行しないこと。今国会以降も安易に「一括」化して国会に法案を提出しないこと。国民各層と医療・介護従事者による十分な議論を保障すること
- 一、病床削減や平均在院日数の短縮などを目的とし、これに従わない医療機関にペナルティーを課すような医療提供体制の再編はやめること
- 一、介護保険の利用料の2割への引き上げ（所得160万円以上）、特別養護老人ホームの入所を要介護度3以上への限定、要支援者の訪問・通所介護を市町村事業への移行、等をやめること

私の一言・患者さんから寄せられた声

住 所：

医療機関名：

氏 名：

取扱団体：大阪府歯科保険医協会

**大阪府歯科保険医協会【FAX 06-6568-0564】**

上記、署名（ゴム印でも結構です）にご協力をお願い致します。